重要事項説明書

（　令和　7 年 3 月 1 日 現在）

○利用者（被保険者）に関する事項

ご利用者名	様	要介護度	要介護○
要介護認定期間	令和　7 年　月　日　から	令和　年　月　日	まで

1. 事業所・施設の概要

事業所・通所施設等

・提供できるサービスの地域と種類

事業所名	デイサービス原さん家	所在地	福岡市城南区梅林5-52-10		
管理者名	藤田　尚子	電話	092-862-7880	FAX	862-7890
指定事業	通所介護・(総合事業)通所型サービス	事業所番号			
第三者評価	実施していない				
通常のサービスを行う実施地域	福岡市城南区・早良区・中央区・南区・西区				

・職員の体制等

職種	常勤	非常勤	職種	常勤	非常勤	職種	常勤	非常勤
管理者	1　名	名	生活相談員	3　名	名	看護職員	名	3　名
機能訓練指導員	名	3　名	介護職員	3　名	4　名			

【管理者】

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また他の従業者と協力して、通所介護計画の作成等を行います。

【生活相談員】

生活相談員は、利用者の生活の向上を図る為、適切な相談・援助その他通所介護計画に沿ったサービスの提供及び達成状況の確認を行います。

【介護職員】

介護職員は、通所介護計画に基づき必要なサービスの提供に当たります.

【機能訓練指導員】

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行います。

【看護職員】

看護職員は、看護その他サービスの提供に当たります。

・サービス提供の時間帯

営業日	月	火	水	木	金	土	日		祝
	○	○	○	○	○	○	○		○

営業時間	9:00	～	18:00

サービス提供時間	9:30	～	17:30

その他休業日	無し

デイサービス原さん家　　の施設概要

敷地の面積	1399.11	㎡	トイレの数	4 ヶ所
建物の面積	281.54	㎡	浴室の数	2 ヶ所
食堂及び機能訓練室の面積	91.75	㎡	相談室	有
利用定員	25	人	静養室	有

2. 事業の目的と運営方針

（1）事業の目的

福岡県高齢者福祉生活協同組合の　デイサービス原さん家　が行なう　通所介護・（総合事業）通所型サービス

は、介護保険法の基本理念に基づき、要介護・要支援状態または昼間独居状態になられる高齢者に対して、入浴および食事の提供その他日常生活の世話や機能訓練と社会生活の機会を提供し、もって当該利用者の安定した生活に寄与し、合わせてその家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

（2）運営方針

①　利用者が要介護もしくは要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、有する機能に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行います。

②　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境をふまえて、介護計画を作成し、日常生活が安定して送れるよう援助します。

③　運営にあたっては、地域社会、行政機関（保険者）、居宅介護支援事業者、保険医療サービス提供者、その他関係機関と緊密な連携を図り、在宅高齢者の福祉の向上に積極的に寄与するために、認知症対応型通所サービスの円滑な運営に努めます。

3. サービスの内容

（1）通所による日常生活及び健康管理サービス

（2）日常生活に必要な機能の減退を防止する機能訓練サービス

（3）送迎

（4）入浴サービス

（5）給食サービス

4. 利用者負担金

デイサービス原さん家　　の利用料金　　　※　当事業者は　　5級地　　の地域区分となります。

☆サービス単位及び利用者負担金は、【別紙①＜サービス単位表＞】にてご確認ください。

5. 利用料金のお支払い方法

当月の利用料金の請求書に明細を付して翌月15日までに利用者に請求し利用者は、翌月25日までに次のいずれかの方法によりお支払いください。

☑　自動口座引き落とし

☐　現金払い

☐　金融機関振込　※ 手数料は、（利用者）の負担となります。

西日本シティ銀行	**福岡支店**
口座名義人	フクオカケンコウレイシャフクシセイカツキョウドウ
口座番号	**1836299**

6. 非常災害時の対応

暴風雨・洪水・積雪等の自然災害、及びその他事業所の責に帰さない災害により、送迎車の安全な運行や通所介護業務の提供が困難な場合は、ご利用を中止させていただくことがあります。

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族へ連絡いたします。

また非常災害時に備えて、事業所で年2回の避難訓練を実施しております。

デイサービス原さん家　　の災害時避難先

①	田隈公民館
②	梅林中学校

7. 健康上の理由による中止

・風邪、病気の際はサービス提供をお断りすることがあります。

・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。その場合はご家族に連絡の上、適切に対応致します。

・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡に上、適切に対応します。また必要に応じて、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

8. サービス利用に関する留意事項

(1)利用者及び利用者の家族等の禁止行為

■ 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

例)コップを投げつける・蹴る・唾を吐くなど

■ 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を傷つけ貶める行為)

例)怒鳴る・嫌がらせをする・理不尽なサービスを要求するなど

■ 職員に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的な誘い掛けや嫌がらせ行為)

例)必要もなく手や腕を触る・抱きしめる・あからさまに性的な話をするなど

9. 相談、要望、苦情等の窓口

・通所介護に関する相談、要望、苦情等は下記の管理者もしくは生活相談員までお申し出ください。

苦情相談連絡先	デイサービス原さん家	TEL	092-862-7880
苦情相談窓口	藤田　尚子　　(管理者)	(生活相談員)	
受付時間	9:00　～　17:30		

・公的機関での苦情相談受付も行っています。

公的機関苦情窓口	住所	連絡先
福岡県国民健康保険団体連合会　相談窓口	福岡市博多区吉塚本町13番47号	092-642-7859
福岡市保健福祉局　介護保険課	福岡市中央区天神1-8-1	092-733-3328
城南区役所　福祉・介護保険課	福岡市城南区鳥飼6-1-1	092-833-4102
早良区役所　福祉・介護保険課	福岡市早良区百道2-1-1	092-833-4352
西区役所　福祉・介護保険課	福岡市西区内浜1-4-1	092-895-7063
中央区役所　福祉・介護保険課	福岡市中央区大名2-5-31	092-718-1145
南区役所　福祉・介護保険課	福岡市南区塩原3-25-1	092-559-5127

10. 緊急時の対応について

サービスの提供中の緊急時の場合は、ご利用者に対しての応急処置、主治医への連絡、医療機関への搬送等の措置を速やかに行います。また、ご利用者様に関する緊急連絡先を予め確認し、緊急時には指定された連絡先にご報告します。

緊急連絡先1	氏名		続柄		電話番号	
緊急連絡先2	氏名		続柄		電話番号	
主治医名					電話番号	
備考						

11. 事故発生時の対応について

・サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を速やかに行い、ご利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。

・また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

・当事業所の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

保険会社名	法人の契約保険会社	加入保険	総合賠償責任保険

12.虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

・虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	藤田　尚子

・虐待防止のための対策を検討する委員会を設置しています。

・虐待防止のための指針を整備しています。

・虐待防止のための研修を定期的の開催しています。

13.身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に揚げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。
また事業所として、身体拘束をなくしていくための取組を積極的に行います。

(1)緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2)非代替性・・・・身体拘束以外に利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3)一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. 感染症の対策について

事業所は感染症の予防及び蔓延防止のために、下記の対策を講じます。

(1)感染症予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底する。

(2)感染症防止のための指針の整備。

(3)感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を実施。

(4)上記措置を適切に実施する為の担当者を配置。

15. 災害時 業務継続のために

事業所は災害発生時に業務を可能な限り継続させるため、下記の対策を講じます。

（1）業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。

（2）従業者に対し業務継続計画の内容を周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的に実施する。

（3）当該計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

16. 個人情報の取り扱いについて

ご利用者及びそのご家族等の個人情報については、別途定める書面により十分に説明を行った上、

同意を得ます。

17. 法人の概要

（1）事業者の名称：福岡県高齢者福祉生活協同組合

（2）主たる事務所の所在地：福岡市博多区中洲5-1-22　6階

（3）法人種別：生協法人

（4）代表者名（代表理事）：　　　　　　花田　眞人

（5）電話番号：092－282－1431　 FAX：092－282－1433

（6）事業所数等：訪問介護8ヵ所、居宅介護支援3ヵ所、通所介護7ヵ所、地域密着型通所介護7ヵ所、認知症対応型通所介護1ヵ所、小規模多機能居宅介護4ヵ所、グループホーム1ヵ所